

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	三次市 342092
地域名 (地域内農業集落名)	十日市地区 大村, 広保町, 下原1組, 下原2組, 下原3組, 西町, 下新町, 市場通, 下本町, 市役所通, 天神町, 上本町, 中央通, 上新町, 太才, 上原1組, 上原2組, 上原3組, 岡竹, 旭町, 駅前, 中原, 植松

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	43.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0.0 ha
② 田の面積	32.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	11.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

十日市地区は、地区内の農地利用については、江の川水系に属する河川水利による農業用施設を利用した、小規模経営の兼業農家による水稻中心の作付が行われている。また、地区内には遊休化している農地が多数存在しており、現況に沿った地目の整理が必要となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

十日市地区は市街化用途区域を形成しており、地区内での農産物の効率的な生産体制の確立、農地の集積規模拡大は見込めない。円滑な市街化を進めることとする。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
水田の防災上の機能を考慮し、市街化の推進(企業の誘致、住宅の造成等)と調和を保ちながら土地の有効利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0 %	将来の目標とする集積率	0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
市街化の拡張を進めるため、農用地の面積拡大、集団化は行わない。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
十日市地区の農地は、市内中心部の都市化を進展する必要性から、用途区域内の遊休化している農地については、現況に沿った地目に修正変更を促し、市街化の推進を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地区内の農地については、農地中間管理機構を通じた手続きにより利用を進めるが、市街化の推進は妨げない。
(3)基盤整備事業への取組
市街地で形成されているため、農業振興地域を要件としている農業基盤整備を行うことはできない。ただし、防犯上の観点から既存の農業用施設(ため池・水路)の保全管理を継続する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地区内の農地については、市街化を進める観点から、積極的な担い手・経営体の確保は行わない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地区内の農作業委託については、必要に応じて農業支援サービス事業者へ農作業委託を行い、作業の効率化を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

[illegible]

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	JAひろしま(三次地域)	出荷販売・農業資材等の購入等	水稻等

6 目標地図(別添のとおり)